

平成27年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年6月12日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年6月12日(金) 午前 9時04分
散 会 日 時	平成27年6月12日(金) 午前11時56分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席 委 員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	阿部 慎也 秋谷 修 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委 員	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第56号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第57号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第58号	町の区域を変更することについて	原案可決
第59号	市道の路線の認定について	原案可決
第60号	平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	吉 田 憲 司
都市整備部副部長	奥 広 文
都市整備部参事	島 田 友 光
都市計画課長	大 塚 泰 史
建築課長	白 井 邦 昌
市街地整備課長	中 井 誠
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	神 田 英 昭
市街地整備課副参事	清 水 千 之

（建設部）

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長兼道路課長	田 沼 文 男
道路課副参事	小 山 薫
工事課長	原 口 正

下水道課長
水道課長
吹上支所長
川里支所長

金 井 利 明
小 峰 栄 一
田 島 好 夫
鵜 飼 能 志

書 記 森 田 慎 三
書 記 竹 井 豊

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会議事録の署名委員を指名いたします。

阿部慎也委員と秋谷修委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第56号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第57号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例、議案第58号 町の区域を変更することについて、議案第59号 市道の路線の認定について、議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第59号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察いたします。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第59号 市道の路線の認定について執行部の説明を求めます。

(建設部副部長兼道路課長) それでは、議案第59号 市道の路線の認定、4路線についてご説明させていただきます。

議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。今回の4路線は、開発事業に伴う路線の認定でございます。

それでは、初めに図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。図面ナンバー1の市道B-523号線でございますが、起点を鴻巣市松原2丁目3868番1地先とし、終点を同3868番13地先とします幅員4.3メートル、

延長59.11メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー2の市道E-387号線でございますが、起点を鴻巣市箕田字九右衛門1270番8地先とし、終点を同1277番1地先とします幅員5メートル、延長71.73メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー3の市道E-388号線でございますが、起点を鴻巣市宮前字本田378番1地先とし、終点を同380番1地先とします幅員4.6メートル、延長115.3メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー4の市道吹2522号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見4丁目909番7地先とし、終点を同909番12地先とします幅員4.5メートル、延長54.1メートルの路線でございます。

以上、4路線の認定をお願いするものでございます。

ここで、この路線名でございますが、合併前の旧の鴻巣市におきましては、この路線名がアルファベットでAからLまで12ブロックに分かれております。それで、そのブロックごとに番号がついているということで、今回はDであるとかEが旧鴻巣の路線名でございます。4番目の市道吹2522号線でございますが、これは旧吹上町のときの路線名でございます。市道の後に吹上の「吹」がついてございます。このように分かれておりまして、また今回は川里地域はございませんが、川里地域につきましても市道川ということで市道の後に「川」という、番号の前につきますので、こういった道路の路線名の区分になっております。

それでは、今回認定する開発道路の4路線につきましましては、建物等がある程度できた時点で補修等を行うことで開発事業者との事前の調整は済んでおりますので、ご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時12分)



(開議 午前11時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第59号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 先ほどそれぞれの道路について幅を測定していただきましたけれども、延長についてもそれだけのスケールがなかったものですから、しっかりはかっていただいて、それぞれ起点と終点を写真に撮りながら、後で紙ベースでいただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

あと、もう一点は、引き継ぎ前に道路のアスファルト舗装、その下の砂利だとか、そういった道路厚、そのの検査ってするのかどうか、それをちょっと伺いたいなというふうに思います。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、道路の設置基準がございまして、それについては中間検査あるいは完成検査ということで実施しております。一般的には、開発道路につきましては下層路盤が19センチ、上層路盤が15センチ、表層工のアスファルト舗装が5センチということで、舗装をかける前に中間検査あるいは完成検査でその組成圧の確認は行っております。

(永沼) わかりました。ありがとうございます。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第59号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第56号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本条例の一部改正は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律に伴い、当該条例の第7条第1項中に明記されております公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例を定めました第30条が第40条に繰り下げられ、変更になったことにより、条例改正をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市街地整備課長) それでは、議案第57号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業の施行規程の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、市役所本庁舎改修に伴い、都市整備部市街地整備課の事務の執行箇所について、川里支所内に一時移転を行う必要が生じたことから、議案第57号の資料1、資料2の新旧対照表のとおり、鴻巣市都市計画事業原馬室・滝馬室及び広田中央特定土地区画整理事業施行規程の第5条に記載の事務所の所在について、鴻巣市中央1番1号から鴻巣市広田3141番地の1に改めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(阿部) そうすると、本庁舎の工事が終了後、速やかにまたもとに戻すというようなお考えでいるのかどうか。

(市街地整備課長) 改修工事終了後、また本庁舎のほうに事務所のほう移転になりますので、そのときまた再度条例案として提出させていただきます。

(阿部) 以上。

(秋谷) 対象地域の住民の方々に対しての利便性が悪くなるような事象というのは考えられないですか。

(市街地整備課長) 原馬室・滝馬室土地区画整理事業につきましては、もう現在本体工事が全て終了いたしまして、換地処分の手続を今して、この後出てくるのですけれども、58号で町名の区域変更、町名変更についてご審議をいただくわけですけれども、そこまでの状況にいますので、残りにつきましては主な業務につきましては広田中央特定が中

心地になると思いますので、権利者の皆様にはそれほどご心労というか、かけることはなくなるとは考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 町の区域を変更することについて、執行部の説明を求めます。

(市街地整備課長) それでは、議案第58号 町の区域を変更することについて説明をさせていただきます。

議案第58号につきましても、地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域の変更を実施するに当たり、議会の議決をお願いをするものです。ご審議をいただく鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業地内につきましては、土地区画整理事業の工事完了に伴い、道路などの公共施設が整備されましたが、従前の町界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障がありますので、土地区画整理事業の換地処分後の整備され

た道路、筆界をもって新たな町界とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(阿部) この変更該当する世帯数は何軒くらいになりますか。

(市街地整備課長) 一応現在の世帯数は77世帯になります。

(阿部) そして、その77世帯のうちで、例えば事業所であるとかといったような商売やっている方は恐らくいろんなことで町名が変更されると今度は所在地の判こから何から全部変えなければならぬので、そういう支障を来すことが当然出てくるだろうと思う。そういった人たちからのクレームというのは現在あるのか、ないのか。

(市街地整備課長) 現在この原馬室・滝馬室土地区画整理事業地内につきましては、事業所は現時点では存在しておりません。

(阿部) では、何らクレームについてもないというふうに理解したほうがいいのか。

(市街地整備課長) 現在土地地権者につきましては区画整理だより等で周知をさせていただいております、苦情等、クレーム等については現在出されてはおりません。

(阿部) はい、わかりました。

(細川) 町名変更に当たって、住民に今後どのような弊害が出ると予想されますか。

(市街地整備課長) 基本的には、それぞれの住所変更手続が生じてはくるとは思いますけれども、ただ行政上、今役所のほうで取り扱っているものにつきましては職権で市のほうで実施することができますが、ただ銀行の口座の住所とかの変更手続、あと免許証の変更手続等ちょっとご足労をかける場合が発生してくるかと考えております。

(永沼) 将来的な話になるかもしれませんが、氷川町ということで全部編入ということになっておりますので、今後氷川町が何丁目何番地とかいう、そのような住所変更って発生してくる可能性ってあるのでしょうか。

(市街地整備課長) 今回提出させていただいた町名、地番変更と住居表示とまた別の法律でちょっと動いているものですが、地域の方のご理解が何より必要になってくると思いますので、今後あと町の成熟度とか地域にお住まいの方の熟度を考慮しながら、その都度また検討をしていくという状況になると思います。

(細川) この区域図なのですが、ここの256の2という区画なのですが、これは63の3とくっついて旧町名としてなっているのですが、これも……

(何事か声あり)

(細川) 2です。これは、256の1と一体として使用されているものなのか、もしくはこのような形で63の3のほうで一体となって使われているものなのか。それに応じて今後ここの持ち主が混乱する可能性があるのかなど。いかがでしょうか。

(市街地整備課長) そちらの地番につきましては、63の3のほうと現在一体として利用されている区域で、今回の区画整理区域ではないのですが、そこをちょっと残してしまうとまた飛び地が発生しますので、今回の区画整理と同時に氷川町のほうに編入をしていきたいと考えております。

(市ノ川) 1点。現在、今回ここは変更になるわけですね。富士見にある保育園がありますよね。あの周りにもまだ滝馬室とかという地名が残っていると思うのですが、ああいう住所が飛び地状態の地域は今後どのようにっていくのでしょうか。

(市街地整備課長) 一般的になのですが、町名等を変更していくことにつきましては、土地区画整理事業とか土地改良事業とか、大規模宅地開発があった場合について一般的にちょっと町名を変更していくというのが事例が多いようですので、現在まだ飛び地が残っている地域については今後状況を確認しながら、また地域の方のご意向を確認しながら実施していくかどうか検討していくことになると思いますけれども。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 町の区域を変更することについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午前11時51分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(阿部) 専決処分のほうで報告いただいたのは、たしか賠償額3万5,000円ということになっておりますが、その1,000円の差異は何だったのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、賠償金が3万5,000円でございます。歳入歳出予算について、科目存置ということで予算上1,000円のせてございます。そういった関係で、賠償金は3万5,000円で

す。予算上は3万4,000円で、歳出、出ていくのは3万5,000円ということでございます。

以上でございます。

(阿部) はい、わかりました。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時56分)